

一般財団法人石川県交通安全協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人石川県交通安全協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

2 本会の従たる事務所（以下「支部」という。）を別表のとおり置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、道路における交通の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に関する事業を行い、もって交通事故のない安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全思想の普及啓発事業
- (2) 交通安全に関する調査研究及び交通安全教育並びに交通事故相談・その他交通安全に関する相談事業
- (3) 交通安全表彰事業
- (4) 行政機関等から委託された交通安全事業
- (5) 「こうつういしかわ」の発行、交通安全資料・器材の斡旋
- (6) 反射材等の開発・製造・販売
- (7) 運転免許試験、各種講習等に使用する車両の貸車事業
- (8) 収入証紙売りさばき、免許証郵送等自動車運転者の利便性に資する事業
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の区分)

第5条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた

ものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 本会は、基本財産について適正な維持及び管理に努めなければならないが、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合は、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の承認を経なければならない。

(資産の管理)

第7条 本会の資産の管理は、協会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て協会長が別に定める。

2 基本財産は、確実な金融機関への預け入れ、又は国債、公債その他の確実な有価証券として保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに協会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、協会長は、予算の成立の日まで前会計年度の予算に準じて収入支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、協会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(定数)

第11条 本会に、評議員10名以上15名以内を置く。

(選任等)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（権限）

第13条 評議員は、評議員会を構成し、第17条に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の費用に関する規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

（権限）

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員等の費用の額の決定
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき協会長が招集する。

- 2 評議員は協会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、協会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 協会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達成するまでの者を選任することとする。
- 5 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、その事項について議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 6 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

- 第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員を設置)

- 第25条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以内

(2) 監事 6名以内

- 2 理事のうち、1名を協会長、3名を副協会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事、15名を支部会長とする。
- 3 前項の協会長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事、常務理事及び支部会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、副協会長は協会長の相談に応ずるものとする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 協会長、副協会長、専務理事、常務理事及び支部会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 協会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事及び支部会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、協会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 協会長及び業務を執行する理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等の費用に関する規程による。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅延なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第33条 本会は、理事会の決議によって、理事及び監事の一般法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第34条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

- 2 顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、協会長がこれに当たる。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 協会長、副協会長、専務理事、常務理事及び支部会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはいできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第37条 理事会は、定例理事会として毎事業年度6月及び3月の2回開催するほか、臨時理事会として次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 協会長が必要と認めたとき。
- (2) 協会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって協会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般法第101条第3項の規定により、監事が理事会を招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、協会長が招集する。ただし、前条第3号及び第4号により招集する場合は、この限りでない。

2 協会長が欠けたとき又は協会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 協会長は、理事会の開催日の5日前までに、理事に対して、会議の日時、場所、目的

である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第27条第5項の報告を除く。）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した協会長及び監事がこれに記名押印する。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第8章 支部

(支部運営規則)

第43条 支部の組織運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置)

第44条 本会の事務を処理するため、第2条に定める事務所に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長等所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、協会長が任免する。ただし、主たる事務所の事務局長は理事会の承認を得るものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第45条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認可、許可、承認及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 公益目的支出計画実施報告書
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び計算書類等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 会員

(会員)

第46条 本会の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条第1項についても適用する。

(解散)

第48条 本会は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第49条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の処分)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第51条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、石川県において発行する北國新聞に掲載する方法による。

第13章 補則

(細則)

第52条 この定款の施行についての細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	要明英二	魚住隆彰	村山和雄	小田孝信
	高山賢悟	市村祐二	宮竹和彦	西野 茂
	西山 勇	三谷暲二	岸 省三	小前田 彰
	小山友次	高田鉄夫	二木喜博	松村邦寛
	山口一夫	西山康明	甲野善一	表 光雄
	赤 喜久造	室木正武	山瀬秋雄	新平悠紀夫

中市勝也 與野木昭二 南 外二
 監事 山田秀一 藤井寛治 岡山芳英 多田邦彦
 西山 徹 松下昭夫

4 本会の最初の代表理事は要明英二とする。

5 本会の最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

要明英二 魚住隆彰 村山和雄 小田孝信
 西野 茂 三谷暲二 小前田 彰 高田鉄夫
 松村邦寛 山口一夫 甲野善一 室木正武
 山瀬秋雄 新平悠紀夫 中市勝也 與野木昭二
 南 外二

6 本会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

水口丈夫 坂本繁夫 越田みちえ 末友哲二
 徳多正人 長谷川恵子 安達市朗 里谷 茂
 浜田健一 小泉 博 東 香代子 出村輝夫
 徳舛周斌

7 平成27年6月23日 一部改正

8 平成27年9月18日 一部改正

別表 従たる事務所（第2条関係）

区 分	所 在 地
金 沢 中 支 部	金沢市下本多町六番丁15番地1
金 沢 東 支 部	金沢市元町二丁目15番1号
金 沢 西 支 部	金沢市金石本町イ1番地の1
加 賀 支 部	加賀市大聖寺東町一丁目1番地
小 松 支 部	小松市上小松町乙163番地の1
能 美 支 部	能美市寺井町リ44番地
松 任 支 部	白山市倉光九丁目11番地1
鶴 来 支 部	白山市月橋町644番地
河 北 支 部	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地の3
羽 咋 支 部	羽咋市旭町ユ20番地4
七 尾 鹿 島 支 部	七尾市藤橋町亥部45番地の1
穴 水 支 部	鳳珠郡穴水町字川島カ4番地の1
輪 島 支 部	輪島市杉平町鬼田1番地の4
能 登 支 部	鳳珠郡能登町字宇出津ウ字76番地
珠 洲 支 部	珠洲市上戸町北方ろ15番地1

